

海の地政学と アジア経済発展の“アキレス腱”

2010年11月26日

関東シンビオ・黄檗会 講演会

(京都大学東京オフィス)

早稲田大学アジア太平洋研究センター

特別研究員・澁谷 祐

はじめに

- 第1部 東アジアのエネルギー指標
- 第2部 危機の三ヶ月地帯、ホルムズ海峡とインド洋の海賊
- 第3部 マラッカ海峡リスク、南シナ海のシーレーン
- 第4部 南シナ海の排他的経済水域
- 第5部 尖閣諸島の領土、資源問題
- 第6部 日本の海洋権益と海洋基本法

日中印と世界の一次エネルギー消費量(2008年)

石油換算百万トン

	石油	天然ガス	石炭	原子力	水力	合計
日本	221.8	84.4	128.7	57.1	15.7	507.7
中国	375.7	72.6	1406.3	15.5	132.4	2002.5
インド	135	37.2	231.4	3.5	26.2	433.3
アジア太平洋	1183.4	436.8	2031.2	119.8	210.8	3982
世界	3927.9	2726.1	3303.7	619.7	715.7	11293.1

構成比

	石油	天然ガス	石炭	原子力	水力	合計
日本	43.7%	16.6%	25.3%	11.2%	3.1%	100.0%
中国	18.8%	3.6%	70.2%	0.8%	6.6%	100.0%
インド	31.2%	8.6%	53.4%	0.8%	6.0%	100.0%
アジア太平洋	29.7%	11.0%	51.0%	3.0%	5.3%	100.0%
世界	34.8%	24.1%	29.3%	5.5%	6.3%	100.0%

(出典:bp統計集、2009年版)

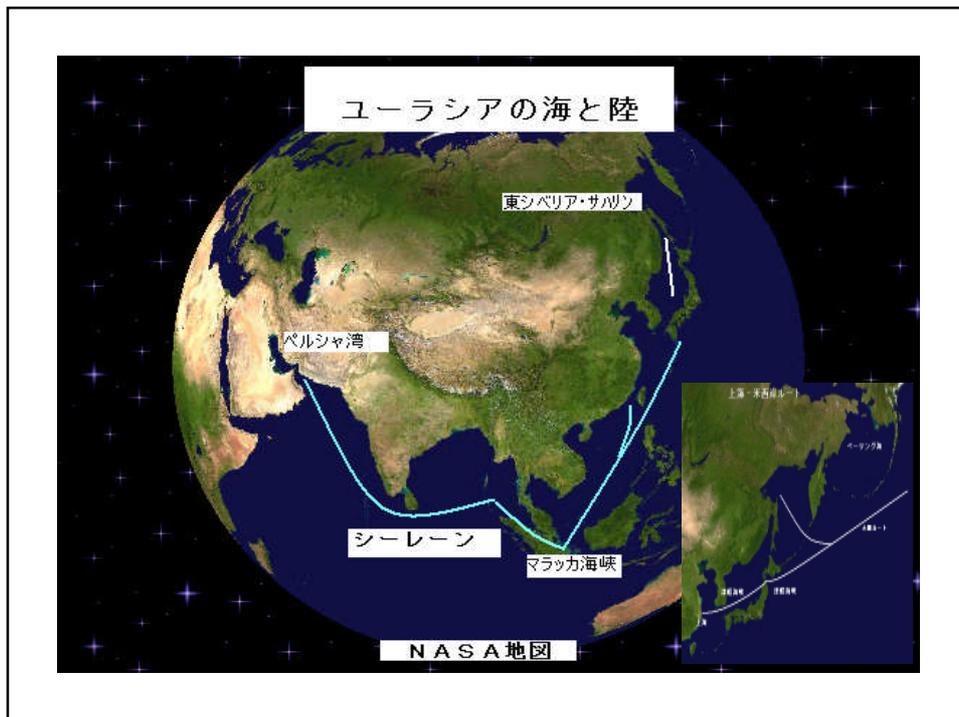
(注)バイオ、Solarなどの新・再生エネルギーは含まれていない。

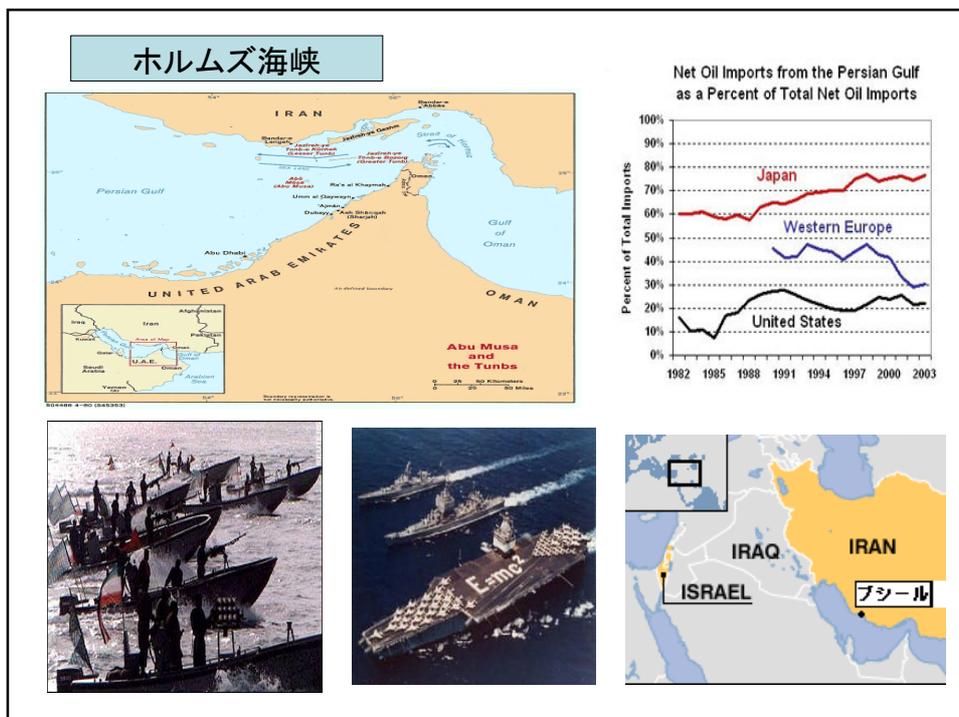
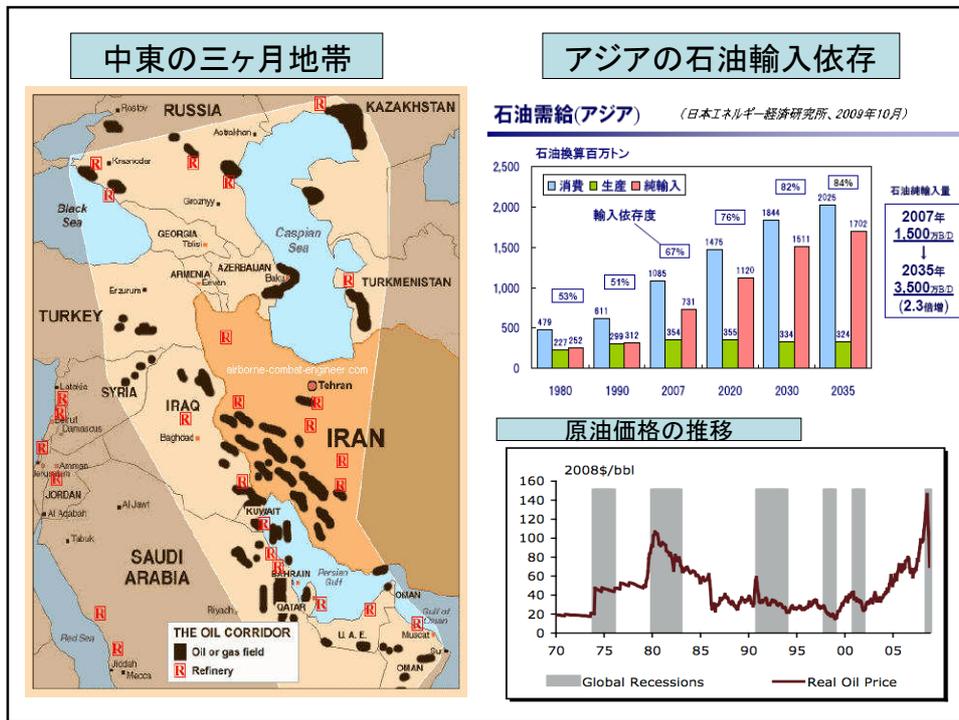
		世界の石油指標		2008年実績					
		確認埋蔵量		生産量		消費量		A	B
		億バレル	%	万バレル/日	%	万バレル/日	%	%	%
アジア太平洋		421	3.3	792	9.7	2,533	30.7	68	55
	日本	-	-	-	-	484	5.6	99	81
	中国	155	1.2	379	4.8	799	9.6	53	23
中東		7,541	59.9	2,620	31.9	642	7.8		
	サウジ	2,641	21.3	1,084	13.1				
	イラン	1,376	10.9	432	5.3				
	UAE	978	7.8	298	3.6				
北米		709	5.6	1,313	15.8	2,375	27.4		
	米国	305	2.4	673	7.8	1,941	22.5	65	12
欧州・ロシア		1,422	11.3	1,759	21.7	2,015	24.3	13	13
	ロシア	790	6.3	988	12.4	279	3.3		
中南米		1,232	9.8	668	8.5	590	6.1		
アフリカ		1,256	10	1,028	12.4	288	3.4		
世界		12,581	100	8,180	100	8,443	100	65	24

(出典:bp統計集2009年版)

注:Aは石油輸入依存度(%)。Bは石油消費量に対する中東石油の輸入依存度(%)

(単位換算について。1バレル=0.159kl。1万バレル/日=58万kl/年)

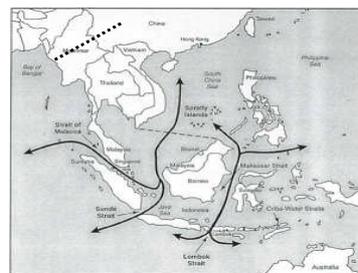
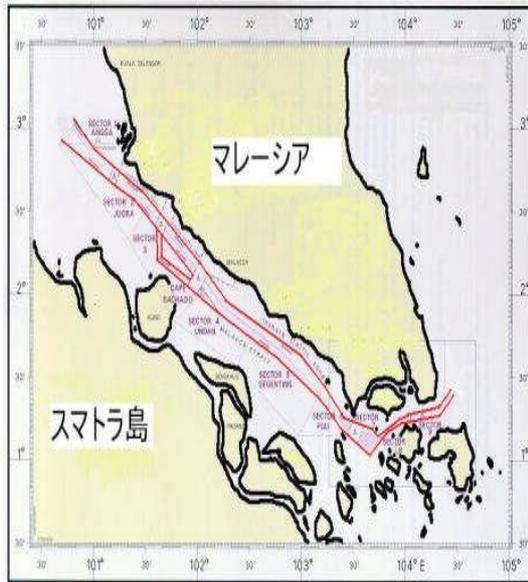




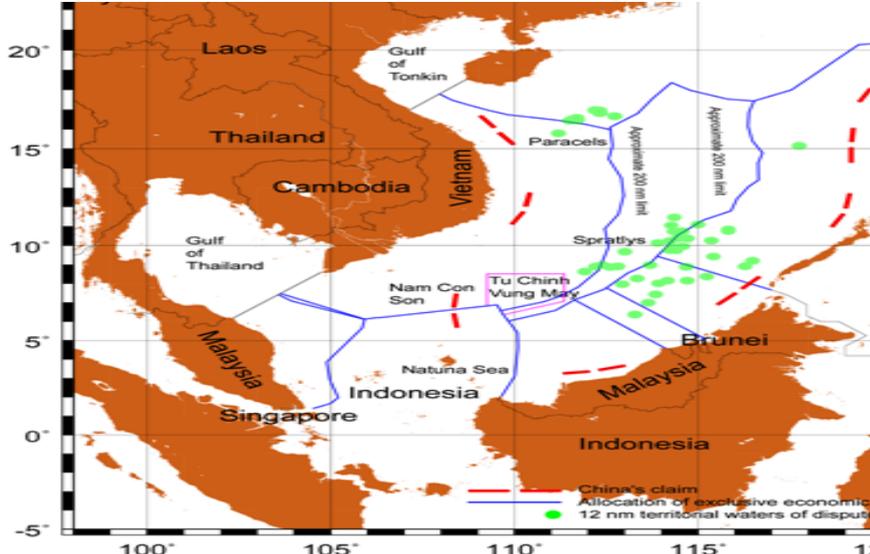
インド洋の海賊



マラッカ海峡リスク



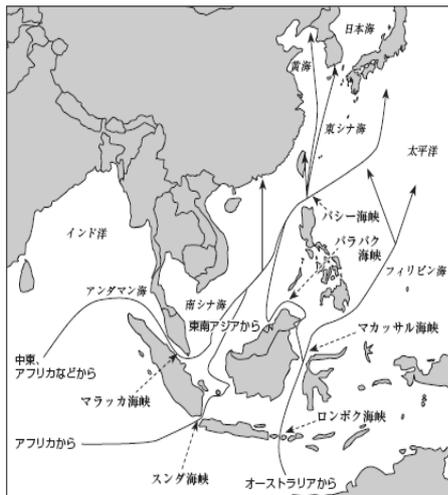
南シナ海の排他的経済水域



国連海洋法条約(UNCLOS)による排他的経済水域を表す地図。

シーレーンと南シナ海の領土紛争

主な原油海上輸送ルート



尖閣諸島問題とは

- ・ ECAFE＝国連アジア極東経済委員会(Economic Commission for Asia and the Far East)調査報告書(1968年)；「東シナ海に一定規模の石油埋蔵量が期待される」。
- ・ この報告書を契機に中国は1971年より東シナ海における領有権主張を始めた。
- ・ 1992年中国は領海法を制定し、尖閣諸島の領有を宣言した。
- ・ 中国軍艦が宮古海峡を通過し、シーレーン防衛(第一列島線)に関与を強めた。



領土の帰属に関する国際法

- ・ ある領域は、領域権原を有する国家に帰属する。**領域権原**とは、国家が特定の地域について、領域主権を有効に行使することができるような原因ないし根拠となる事実をいう。国家が領域権原を取得する方式として、伝統的に、先占、添付、割譲、併合、征服、時効が認められてきた。これらのうち、日本政府が尖閣諸島に対する領有権の根拠としているのは、先占である。(国立国会図書館、2007年2月28日、「調査と情報」第565号より)
- ・ **先占**とは、国家が、無主地、すなわちいずれの国家領域にも属していない地域を、領有意思をもって実効的に占有することをいう。
- ・ **実効的な占有**とは、領有の意思の存在を立証する具体的な国家活動である。今日では、土地の現実的使用や定住といった物理的占有までは必要とされず、支配権の確立という社会的占有で足りるとされている。

尖閣諸島;日本の領土編入

- 閣議決定

日本は、「尖閣諸島は、1885年以降政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認の上、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行なって正式にわが国の領土に編入した」。

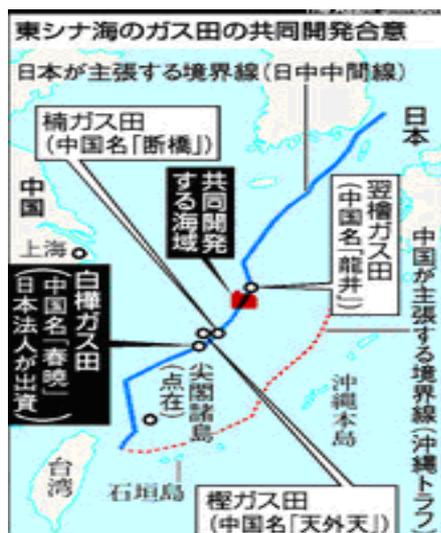
他方、中国は、中日甲午戦争(日清戦争)を通じて、日本が尖閣諸島をかすめとり、さらに清朝政府に圧力をかけて、1895年4月に馬関条約(下関条約)に調印させ、台湾とそのすべての付属島嶼及び澎湖列島を割譲させたと主張した。

- 領有意思

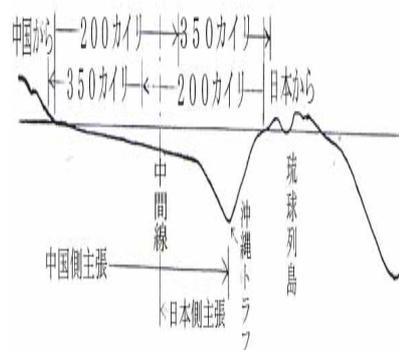
日本が尖閣諸島に対して領有の意思を持ち始めたのは、1879(明治12)年の琉球処分頃と思われる。内務省作成の地図において、尖閣諸島が日本の版図に含まれていることは、同諸島に対する日本の領有意思を示すものと言える。

1895(明治28)年1月14日の閣議に提出され、沖縄県知事の上申通り、「久場島及び魚釣島」を同県所轄とし、標杭建設を許可する閣議決定がなされた。

東シナ海のパス田共同開発 07年4月合意



東シナ海大陸棚



朝日新聞、100601

東シナ海の埋蔵量

・ 参議院会議録情報 第080回国会(昭和52年=1977年)外務委員会
政府委員(古田徳昌君)答弁;

可採埋蔵量は、沖縄、九州西域の東シナ海一帯で約七億キロリッター程度(44億バレル)の推計。年間消費量の2倍程度(07年水準の)。04年当時の価額は約10兆円見込み。

・ 中国側の試算;東シナ海全体のガス田の確認埋蔵量は石油換算で1.8億バレル(2,400万トン余)、日本の年間石油消費量の1割にも満たず、春暁ガス田の埋蔵量では6,400万バレル(865万トン)と、日本の消費量の2週間分にも満たない。

・ ECAFE=国連アジア極東経済委員会(Economic Commission for Asia and the Far East)調査報告書(1968年);「東シナ海に一定規模の埋蔵量が期待される」

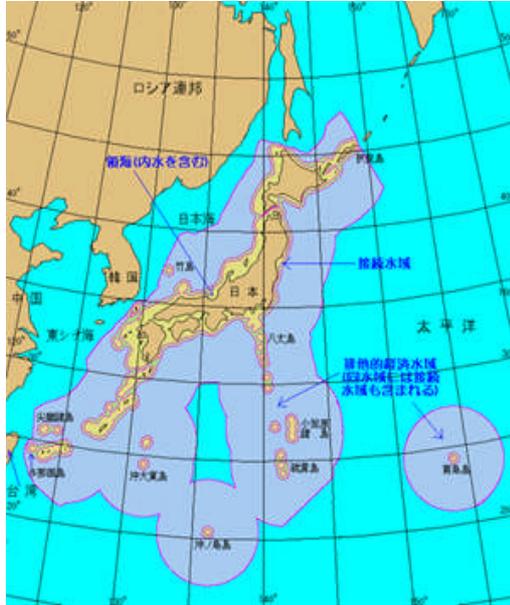
<参考> 資源捕獲のゲーム論とリスク回避型の交渉術とは

日中エネルギー協カメニュー (日中戦略的パートナーシップ)

市場指向型	
東アジアエネルギー共同体 極東ロシア原油・LNG バイオエネルギー 省エネルギー技術 エネルギー・インフラ整備 石油データ整備	クリーンコールテクノロジー 環境・省エネ技術・人材開発 石炭ガス化 ESCO、CDM 酸性雨モニタリング 原子力ビジネス
多国間	二国間
ASEANグリッド ポスト京都 石油共同備蓄 マラッカ海峡航行 インド洋海賊対策	東シナ海ガス田共同開発 知的財産権保護 原子力協定 油濁補償協定
政策措置指向型	

(作成: EGLJ)

日本の海洋権益と海洋基本法



- 海洋基本法(平成19年成立)**
- ・ 海洋の開発利用と環境保全の調和、海洋安全の確保と海洋産業の健全な発展等を目的。
 - ・ 世界で6番目に広いわが国の排他的経済水域・大陸棚の開発・利用・保全等の具体的な推進。
 - ・ 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定。
 - ・ 200カイリを超えるわが国の大陸棚データの提出(国連海洋法条約)。
 - ・ 23年度海洋関連予算要求額: 1兆2669億円(国交省)。

◎200海里水域面積上位10ヶ国 (単位:万km²)

	200海里面積(A)	陸地面積(B)	(A)(B)の比
1. アメリカ	762	936	0.8
2. オーストラリア	701	769	0.9
3. インドネシア	541	190	2.9
4. ニュージーランド	483	27	17.9
5. カナダ	470	998	0.5
6. 日本	447	38	11.9
7. ロシア	<449	<2,240	0.2
8. ブラジル	317	851	0.4
9. メキシコ	285	197	1.5
10. 中国	29	76	3.0

*面積数値は旧ソ連時代のもので実行支配地域(北方四島を含む)を起点として算出されたもの。したがって、実際は400万km²前後。
出典: 国土交通省「海洋基本法」(平成19年)

(海洋政策研究所)